

「未来をつくる高校生チャレンジ2023」広報業務企画提案公募実施要領

1 目的

公益社団法人福岡県青少年育成県民会議（以下「県民会議」という。）では、「未来をつくる高校生チャレンジ2023」事業として、県内の高校生（個人又はグループ）から地域活性化・社会問題・ワンヘルスのテーマに沿ったチャレンジプランを募集し、採択された9件のチャレンジプランを高校生が実行するにあたり、専門家派遣や資金援助を通して支援している。

本事業を県内の中学生・高校生や保護者、高校教諭等の関係者に広く周知するとともに、令和6年度における事業へのチャレンジプランの応募件数を増加させることを目的として、「未来をつくる高校生チャレンジ2023」広報業務を委託するもの。

なお、「未来をつくる高校生チャレンジ2023」の事業概要及び採択されたチャレンジプランの概要は、別添「記者提供資料」のとおり。

2 業務内容

別添『「未来をつくる高校生チャレンジ2023」広報業務委託仕様書』のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4 委託費上限額

8,195千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5 応募資格

委託業務公募仕様書に定める「未来をつくる高校生チャレンジ2023」広報業務を全て行うことが可能である法人その他の団体であり、次の（1）～（7）のいずれの要件も満たしていることとする。

- （1）委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該業務委託を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4が規定する者に該当しないこと。
- （3）福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き

開始の申立てがなされている者又は破産法（平成16年法律75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

- (5) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 監督官庁より業務停止処分又は業の免許若しくは登録の取消処分を受けていないこと。

6 スケジュール（予定を含む）

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 企画提案公募開始 | 令和5年11月10日（金） |
| (2) 企画提案公募に関する質問受付期限 | 令和5年11月17日（金）17時 |
| (3) 企画提案公募に関する質問への回答 | 電子メールにより随時回答 |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和5年11月24日（金）17時 |
| (5) 審査 | 令和5年11月下旬予定 |
| (6) 審査結果通知 | 令和5年11月末日予定 |
| (7) 業務委託契約締結 | 令和5年12月中旬予定 |

7 企画提案書類の提出

(1) 提出書類

別添「企画提案書類作成要領」に基づき、下記①～⑥の書類を提出する。

- ① 企画提案応募書（様式1）
- ② 法人等の業務履歴（様式2）
- ③ 企画提案書（様式任意）
- ④ 業務スケジュール（様式任意）
- ⑤ 経費見積書（様式任意）
- ⑥ 添付書類

ア 定款又は寄付行為（法人格を有していない場合は規約等これに類する書類）

イ 登記簿謄本（原本、発行から3か月以内のもの、なお、法人格を有していない場合は名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類）

ウ 決算書、事業報告書等の経営の内容が分かる書類

エ 応募者の業務概要が分かる書類（パンフレット等）

(2) 提出期限

令和5年11月24日（金）17時まで（必着）

(3) 提出（問い合わせ）先

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 吉塚合同庁舎5F
福岡県青少年育成県民会議 地域支援課

TEL : 092-643-6001
FAX : 092-643-6003
E-MAIL : sien2@gaea.ocn.ne.jp

(4) 提出方法

上記提出先に郵送（簡易書留等、送付履歴が分かる方法）、宅配便または持参により提出。併せて（1）①～⑤については電子データでも提出すること。

※封筒の表に「**企画提案応募書在中**」と朱書きすること。

(5) 提出部数

5部（正本1部、副本4部）

※企画提案応募書（様式1）は正本にのみ添付。

8 公募に関する質問の受付

本企画提案公募実施要領及び委託業務公募仕様書の内容等につき質問がある場合は、質問票（様式3）により下記のとおり提出するものとする。

(1) 提出期限 令和5年11月17日（金）17時まで

(2) 提出方法 電子メールにより指定の様式を送付

※質問票を提出した旨を併せて電話連絡すること。

(3) 提出先 上記7（3）記載のメールアドレスに送付

(4) 質問への回答

提出期限までに質問票を提出した者に対し、電子メールで随時回答する方法により行うほか、質問者を匿名化し、県民会議ホームページで公開する。ただし、質問又は回答内容が質問者の提案内容に密接にかかわるものは、質問者に対してのみ回答する。また、公平性の確保、公正な選考を妨げる恐れがある質問には回答しない。

(URL : <https://www.fayd.jp/>)

9 審査・選定方法

(1) 審査方法

①令和5年11月下旬に書面にて審査を行う。

②県民会議が別に定める委員により組織された「未来をつくる高校生チャレンジ2023」広報業務委託業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、企画提案書類の内容をもとに総合的に評価する。具体的には、下記（2）の評価項目について採点し、合計点によって評価し、点数が最も高い者を委託先候補者に選定する。

(2) 評価項目

評価項目	評価内容	配点
提案事業者	・当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有しているか。 ・当該業務に類似した業務の契約実績があるか。	10
業務方針	・業務の目的をよく理解し、その重要性を認識した事業全体のねらいがあるか。 ・業務の遂行のために必要な体制（人数、業務分担）を整備しているか。 ・業務完了までの各工程が明確なスケジュールが組まれているか。	15
業務内容	・広報内容は、仕様書の内容を満たしているか。 ・広報内容及び量は、効果が見込まれるか。	30
その他	・その他評価できると判断する独自の創意工夫がなされているか。	10
経費	・経費は妥当であるか。	15

(3) 企画提案者が1者又はいない場合の取扱い

企画提案者が1者の場合であっても審査を行い、委託先候補者として選定するか否かを決定する。また、企画提案者がいない場合は、公募内容を再検討のうえ、再度公募を行う。

(4) 評価が同点の場合の取扱い

企画提案者が複数あり、評価が同点の場合は、選定委員会においていずれの者を委託先候補者とするかを決定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、令和5年11月末日を目途に文書で通知する。

10 委託先候補者選定後の手続き

(1) 契約の締結

県民会議は、委託先候補者と具体的な委託内容等について協議を行い、合意に達した場合に限り、委託契約を締結するものとする。

なお、協議は委託先候補者として選定された者から行うが、合意に達しない場合は、企画提案書類の審査による評価点数が次順位の者と協議を行うものとする。

(2) 見積書の提出依頼

選定された企画提案書類に基づき作成された仕様書により、企画提案者に対して、見積の依頼を行う。なお、仕様書を作成する際に、その内容について、県民

会議と委託先候補者において協議を行うものとする。

(3) 誓約書の提出

契約にあたっては、所定様式の暴力団排除に関する誓約書を提出すること。

※契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明したときは、当該契約を解除するとともに違約金を徴収する。

11 その他

- ・企画提案書類の作成・提出に要する経費は、提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書類は返却しない。
- ・提出後の企画提案書類の訂正、追加及び再提出は認めない。企画提案書の提出後に辞退する場合は、その旨速やかに連絡するとともに「企画提案参加辞退届（様式4）」を提出すること。
- ・上記のほか、県民会議から当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、受託者は速やかに書類の提出に応じること。
- ・受託者決定後、協議の上、企画提案の一部を修正することがあり得る。